

株式の分割に関する基準日設定公告

2019年6月5日

株主各位

名古屋市中区葵一丁目23番14号
株式会社プロトコーポレーション
代表取締役社長 神谷 健司

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、2019年7月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2019年6月30日（当日及び前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2019年6月28日）と定めましてので公告いたします。

また、本株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき2019年7月1日付をもって当社定款第5条の発行可能株式総数を6,180万株から12,360万株に変更することを併せて決議いたしました。

以上

お知らせならびにご注意

- 2019年7月1日付で、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きにつきましては、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお問合せください。
特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先 東京都府中市日鋼町1-1
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711（通話料無料）